

香川県公立小中学校臨時的任用教員(講師等)志望者登録案内

香川県教育委員会

香川県教育委員会では、県内の公立小・中学校に臨時的任用教員(講師・養護助教諭等)として勤務することを志望される方を対象として、標題の臨時的任用教員(講師等)志望者登録を受け付けます。

登録を希望する者は、別添「講師等志望書」に必要事項を記入して、提出してください。

記

1 講師等志望書の受付期間

随時

2 講師等志望書の受付場所・問い合わせ先

(1) 県内どこでも可の場合

香川県教育委員会事務局義務教育課
〒760-8582 香川県高松市天神前6番1号 天神前分庁舎 8F
☎087-832-3743

(2) 小豆郡・さぬき市・東かがわ市・高松市・木田郡・香川郡 を第1希望とする場合

香川県教育委員会事務局東部教育事務所
〒760-0068 香川県高松市松島町一丁目17番28号 高松合同庁舎5F
☎087-837-8778

(3) 坂出市・綾歌郡・丸亀市・仲多度郡・善通寺市・三豊市・観音寺市 を第1希望とする場合

香川県教育委員会事務局西部教育事務所
〒765-0014 香川県善通寺市生野本町一丁目1番12号 仲多度合同庁舎3F
☎0877-62-0754

- ◎ 上記場所において、持参又は郵送により受け付けます。
- ◎ 持参される場合は、土、日曜日及び祝日を除く8:30～17:15に受け付けます。
- ◎ 郵送による場合は、封筒の表に「講師等志望書在中」と朱書してください。

3 登録対象者

(1) 【一般登録】においては、下記の登録資格を満たす者

(登録資格)

講師等志望者名簿に登録することができる者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第9条各号及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者であって、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する教諭若しくは助教諭又は養護教諭若しくは養護助教諭の免許状を有するもの(年度末までに当該免許状を有する見込みの者を含む。)とする。

(2) 【障害者特別登録】においては、上記登録資格を満たす者であって、次の①、②の条件のいずれにも該当する者

- ① 障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの者
- ② 介護者なしに教員としての勤務の遂行が可能な者

4 講師等志望書の記入上の留意事項

- (1) 講師等志望書は、臨時的任用教員として採用する際の基礎的な資料となりますので、記入漏れのないよう正確に作成してください。
- (2) 講師等志望書の各項目の記載に当たっては、別に定める「記入例」と「志望書記入上の注意」に従ってください。

5 問い合わせ先

その他、香川県公立小中学校臨時的任用教員(講師等)志望者登録についての問い合わせは、以下の担当へお願いします。

香川県教育委員会事務局 義務教育課 人事グループ (電話番号)087-832-3743